

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

社会福祉法人梅寿会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人梅寿会（以下「当法人」という。）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬等を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。
- (3) 理事に対して、各年度の総額が6,000,000円を超えない範囲で支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 通勤手当については、給与規定第13条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月15日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規程第3条に準じた日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等は、1月から3月までを3月末に4月から12月までを12月末に支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬等を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬等を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬等を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、四捨五入の端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1 この規程は、平成29年6月17日（評議員会議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 従前の社会福祉法人梅寿会役員及び評議員の報酬等に関する規程は廃止する。

3 この規程は、令和1年6月定時評議員会から施行し、平成31年4月1日から適用する。

4 この規程は、令和2年2月臨時評議員会から施行し、令和2年4月1日から適用する。

5 この規程は、令和7年1月25日評議員会から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 400,000円
業務執行理事	月額 300,000円
理事	月額 200,000円

別表2（非常勤役員等の報酬等）

## (1) 評議員

内 容	日 額
評議員会への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

## (2) 理事長

内 容	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円

## (3) 理事

内 容	日 額
理事会等会議への出席	8,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

## (4) 監事

内 容	日 額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	6,000円

## (5) 評議員選任・解任委員

内 容	職務を行うために要した費用
評議員選任・解任委員会等への出席	旅費規程による費用弁償の額
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	上記と同